

遠賀川水系河川整備計画変更について

令和8年5月18日

九州地方整備局
遠賀川河川事務所

河川整備基本方針・河川整備計画の概要

河川整備基本方針

平成16年6月策定

令和6年12月変更策定

長期的な河川整備の最終目標

定める事項(河川法施行令第10条の2)

- 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針
- 河川の整備の基本となるべき事項
 - ・基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項
 - ・主要な地点における計画高水流量、計画高水位、計画横断形に係る川幅、流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

今回、変更予定

河川整備計画

平成19年4月策定

令和4年3月変更策定

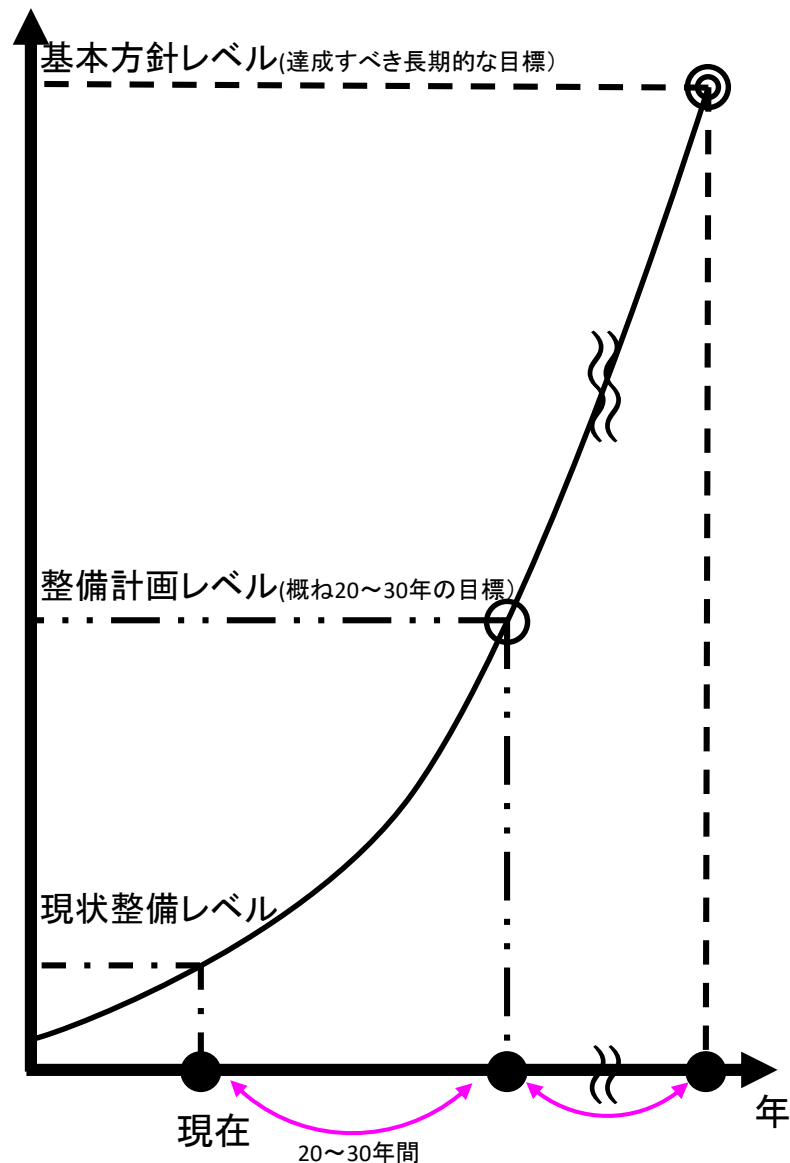
河川整備基本方針に沿って定める中期的な具体的な整備の内容

(計画対象期間:概ね20~30年程度)

定める事項(河川法施行令第10条の3)

- 河川整備計画の目標に関する事項
- 河川の整備の実施に関する事項
 - ・河川工事の目的、種類及び施行の場所
 - ・河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要
 - ・河川の維持の目的、種類及び施行の場所

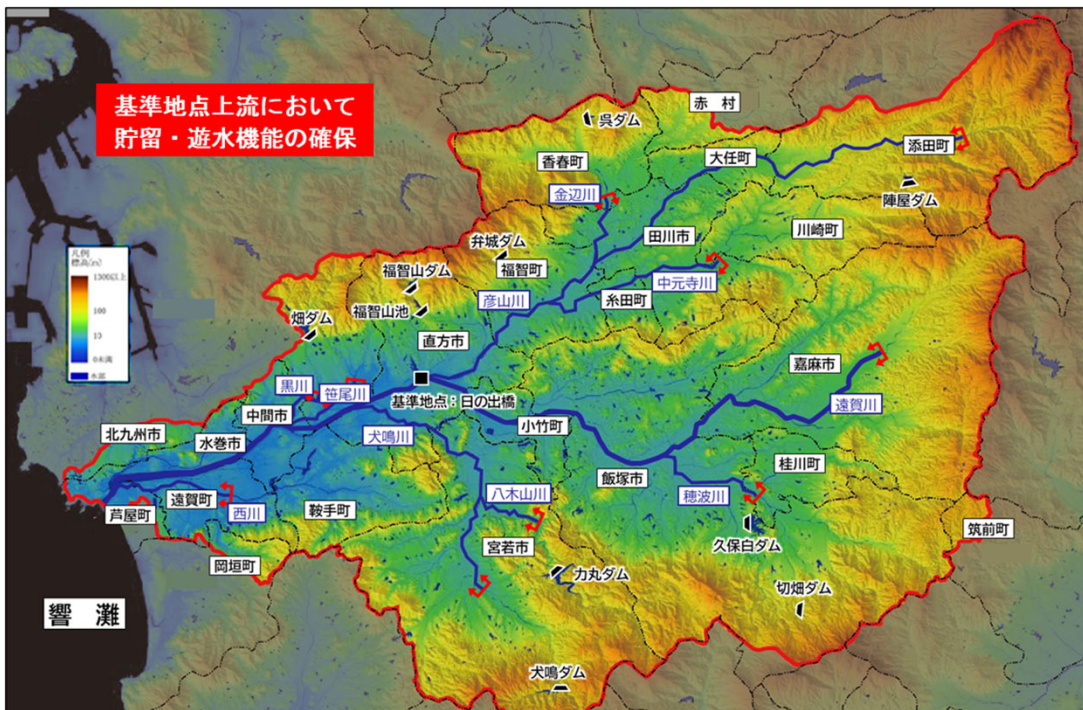
対象流量 (m³/s)



河川整備基本方針と河川整備計画の関係

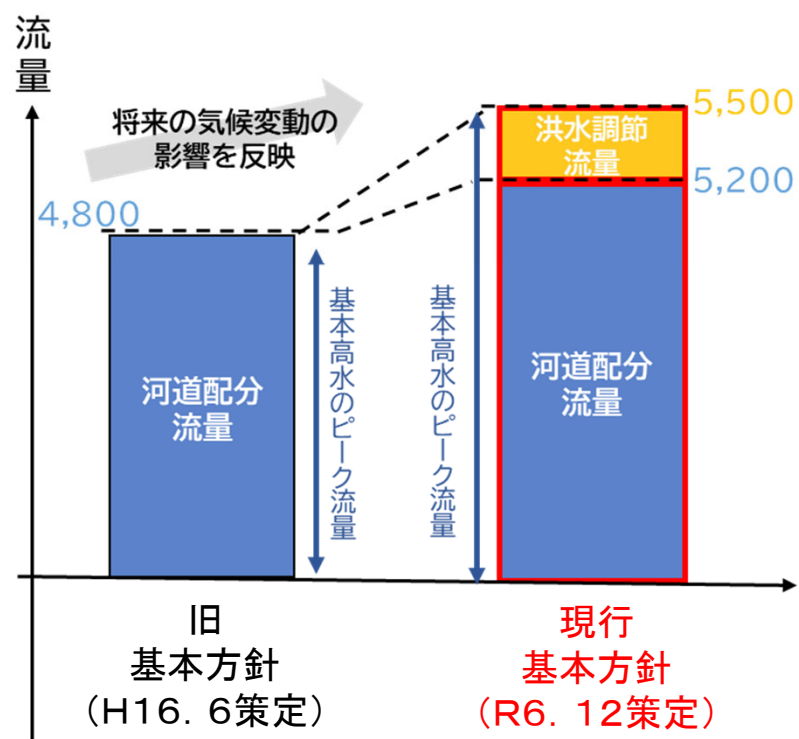
令和6年12月の河川整備基本方針変更の概要

- 気候変動による降雨量増大を考慮した基本高水流量を設定
- 基準地点の日の出橋上流において既存施設の有効活用や新たな貯留・遊水機能の確保により、日の出橋の基本高水のピーク流量5,500m³/sの内、300m³/sの洪水調節を行う。
- また、現況の河川幅が上下流に比べて狭い区間等は、法線是正も踏まえた引堤を実施する。



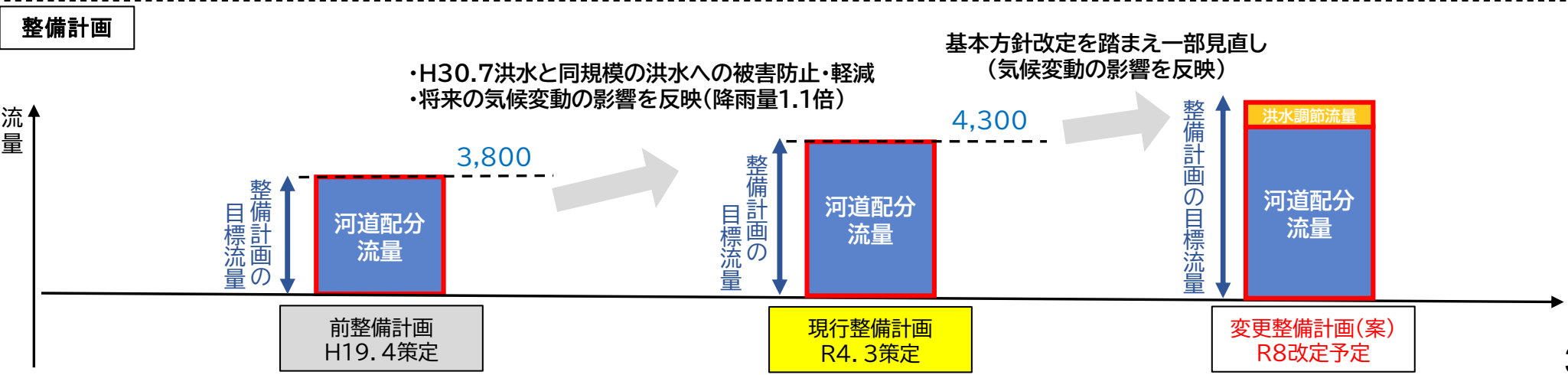
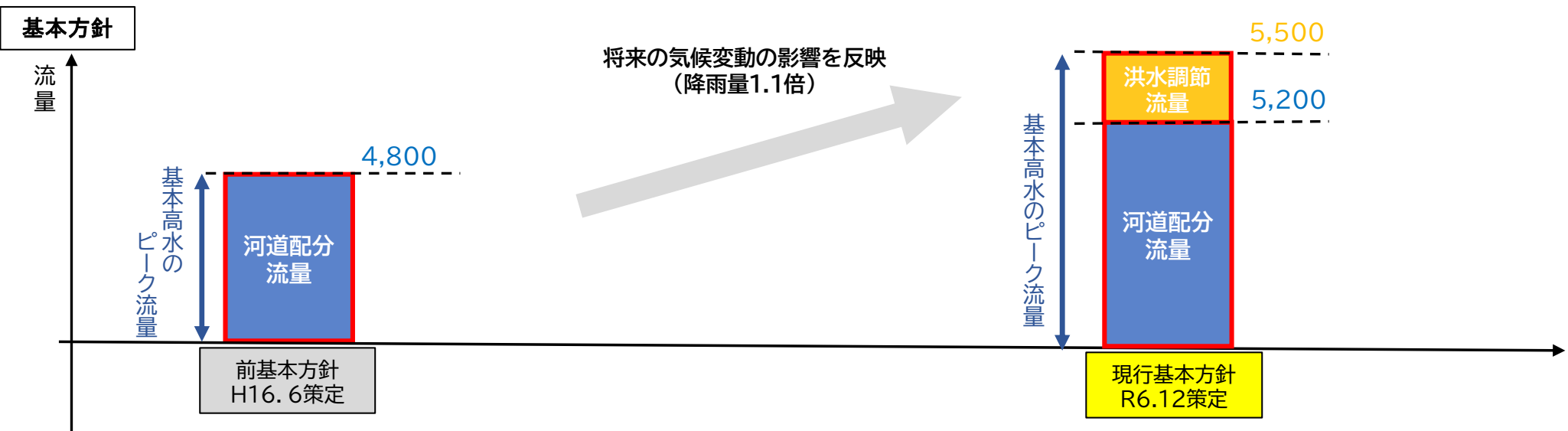
<河道と洪水調節施設等の配分流量>

洪水調節施設等による調節流量については、流域の土地利用や雨水の貯留・保水遊水機能の今後の具体的取り組み状況を踏まえ、基準地点のみならず流域全体の治水安全度向上のため、具体的な施設配置等を今後検討していく。



今回の河川整備計画変更の概要

- 令和6年12月の河川整備基本方針改定を踏まえ、整備計画目標流量を見直す
- 将来の気候変動を踏まえ、洪水調節施設の整備や法線是正のための引堤等を整備計画に位置付ける



河川整備計画変更に向けた手続き等の流れ

- 河川整備計画変更に向けた手続きの流れは概ね以下のとおり
- 原案公表後にパブコメや住民説明会等を実施し、案公表後に知事意見照会等を実施予定

